

白衣等洗濯業務仕様書

白衣等の洗濯業務については、次のとおり実施するものとする。

1 洗濯の仕様

(1) 洗濯物の品名・仕様は次のとおりとする。

No.	品名	仕様
1	看護衣ワンピース	洗濯・プレス
2	看護衣ワンピース(ピンク)	洗濯・プレス
3	看護衣上衣	洗濯・プレス
4	看護衣上着(ピンク)	洗濯・プレス
5	看護衣パンツ	洗濯・プレス
6	看護衣パンツ(ピンク)	洗濯・プレス
7	予防衣	洗濯・プレス
8	エプロン	洗濯・プレス
9	診察衣(ロング)	洗濯・プレス
10	診察衣(横掛)	洗濯・プレス
11	診察衣パンツ	洗濯・プレス
12	羽根枕	洗濯
13	カーテン(要 防菌加工)	洗濯・プレス(要 防菌加工)
14	その他 (三角巾・椅子カバーなど、病院業務で 用いる繊維製品)	洗濯・プレス
15	重症心身障がい児施設用カーテン (要 防菌加工)	洗濯・プレス(要 防菌加工)
16	看護衣上衣(重症心身障がい児施設用)	洗濯・プレス
17	看護衣パンツ(重症心身障がい児施設 用)	洗濯・プレス
18	帽子	洗濯・プレス
19	厚手上着	洗濯・プレス
20	厚手ズボン	洗濯・プレス

(2) No. 13、15 のカーテン(要 防菌加工)については、以下のように行うこと。

① 定期クリーニング(全部署)

12 ヶ月で院内全部署のカーテンが洗浄されるようスケジュールを組んで計画的に行うこと。この際、クリーニング期間中の代替となるカーテン(取り付けてあるカーテンと同等の規格の物)を準備すること。カーテンの取り付け・取り外しの作業も行うこと。また、クリーニング後のカーテンは取り外し前の場所に正確に取り付けること。

各部署のカーテン面積は、以下のとおりとする。

本館

B1 階	給食部門、放射線部門	145.2 m ²
1 階	外来他	1166.7 m ²
2 階	外来他	1450.9 m ²
3 階	中央手術部他	467.8 m ²
4 階	周産期センター他	502.8 m ²
5 階	病棟	474.5 m ²
6 階	病棟	647.3 m ²
7 階	病棟	666.6 m ²
8 階	病棟	692.6 m ²
9 階	病棟	623 m ²
10 階	病棟	627.8 m ²

合計 7465.2 m²

※面積は変更することがあります。

すこやか棟

1 階	専門外来	11.1 m ²	5 階	化学療法室	227.3 m ²
2 階	小児科外来	139.7 m ²	6 階	女子更衣室	8.4 m ²
3 階	重症心身障がい児施設	110.4 m ²			
4 階	重症心身障がい児施設	211.0 m ²			

合計 707.9 m²

※面積は変更することがあります。

南棟

1 階	放射線部門	53.7.0 m ²
2 階	外来	75.6 m ²
3 階	中央手術部門	102 m ²

合計 231.3 m²

※面積は変更することがあります。

② 定期クリーニング(産婦人科外来)

毎月 1 回行う。クリーニング中の代替カーテンは受託者が準備すること。カーテンの取り付け・取り外しの作業は状況に応じて対応すること。

カーテン面積 2 階 産婦人科外来 30.92 m²

※面積は変更することがあります。

③ 臨時クリーニング

委託者所有のカーテン、受託者所有のカーテンについて、必要の都度行うこと。委託者が代替カーテンを必要とする場合には、受託者は迅速に対応すること。

2 業務内容

(1) 受託者は、以下のとおり各部署の洗濯物の納品・回収を行うこと。

	納品・回収条件	回収曜日	納品曜日
病棟、透析室、救急外来	週3回	月、水、金曜日	月 ⇒ 金曜日 ※羽根枕のみ 水 ⇒ 月曜日 翌週の納品 金 ⇒ 水曜日 を可とする
その他(外来等)	週3回	月、水、金曜日	月 ⇒ 金曜日 水 ⇒ 月曜日 金 ⇒ 水曜日
新生児センター(NICU)	週3回	月、水、金曜日	月 ⇒ 水曜日 水 ⇒ 金曜日 金 ⇒ 月曜日
重症心身障がい児施設(新棟3, 4階)	週3回	月、水、金曜日	月 ⇒ 水曜日 水 ⇒ 金曜日 金 ⇒ 月曜日

(2) 納品・回収については、指定した場所を巡回し、直接各部署で行うこと。

(3) 納品・回収場所等業務スケジュールの変更については、その都度協議の上決定する。

(4) 年末年始の業務に関しては、その都度日程を調整する。

3 契約単価

洗濯物 1 枚あたりの洗濯料金について単価契約を締結し、1 か月ごとの洗濯枚数に基づいて支払いを行うものとする。

4 受託者の責任

受託者は、洗濯物の回収から納品において、善良なる注意をもって管理に努めなければならない。洗濯物の取扱は適正に行い、洗濯・乾燥・折りたたみ・仕上げ等を適正に実施すること。

また、受託者の責によって洗濯物の破損・紛失等の損害が生じた場合は、受託者がこれを負担しなければならない。

5 健康管理

受託者は、以下の対応を行うこととする。

(1) 受託者の負担において、従業員に健康診断を年 1 回以上行い、その結果を委託者に報告しなければならない。

(2) 健康管理

受託者は、常に従業員の健康管理に注意し、伝染病などに罹患したものを業務に従事させてはならない。また、以下の症状がある場合には、就業制限を行い、業務に支障を来すことがない対応を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者および家族等の周辺に濃厚接触者が出

た場合は、委託者の指定に応じた報告を行うこと。

- ・発熱
- ・咳、喉の痛み
- ・嘔吐、下痢
- ・息切れ
- ・咽頭痛
- ・筋肉、関節の痛み
- ・強い倦怠感
- ・味覚、嗅覚の異常
- ・その他家族の感染症状

6 調査報告義務

委託者は、この業務に関し必要がある場合は、受託者に対して調査、改善、報告を求めることができる。この場合、受託者は直ちに調査、改善、報告に応じなければならない。

7 代行保証

受託者は、火災、労働争議、業務停止等の事情により、委託業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者を指定し、当該代行者と代行保証契約を締結しておかなければならない。

なお、契約書の写しを提出するものとする。

8 その他

- (1) 洗濯物の回収数・納品数の確認は、伝票で行うものとする。
- (2) 病毒感染の危険のあるものについては、分別し、受託者に渡すものとする。

9 協議

この仕様書に示されていない事項については、双方協議の上契約金額の範囲内で実施するものとする。